

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案(閣法第五三号)(先議)要旨

本法律案は、食料・農業・農村基本法が目指す望ましい農業構造の実現のため、農業生産法人による多様な経営展開、集落営農組織の担い手としての育成及び遊休農地の解消とその利用の集積を一層促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業生産法人による多様な経営展開の促進

認定農業者たる農業生産法人に対する出資を通じ、分社化、のれん分け、共同法人の設立、加工・販売分野への進出等多様な経営展開が一層容易となるよう、農業生産法人の出資者たる構成員の要件について、現行の議決権制限を認定期間中は適用しない農地法の特例措置を設ける。

二、集落営農組織の担い手としての育成

政令で定める一定の要件を満たす地域の集落営農組織を、当該地域の地権者等が作成する農用地利用規程に定めることができることとし、これを特定農業団体として農業の制度上の担い手に位置付ける。

三、遊休農地の解消及びその利用集積の促進

1 遊休農地の利用増進を図るため、一定の要件に該当するものを特定遊休農地として、その所有者等に当該農地の利用に関する計画の市町村長への届出を義務付ける。

2 届出のあった遊休農地の利用計画に当該農地の利用権の設定等について「あつせん」を受けたい旨が定められている場合には、認定農業者への集積を促進するため、農業委員会による「あつせん」を通じた利用関係の調整及び農地保有合理化法人による買入協議の対象とする。